

平成 22 年度 個人情報保護条例の運用状況

1 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、個人情報を取り扱う事務については、その事務の目的、取り扱う個人情報の態様等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成しています。

個人情報取扱事務は、その内容により、全庁共通事務、地方機関共通事務、固有事務の 3 つに区分されています。

平成 22 年度末現在の登録件数は 1,263 件となっており、個人事務取扱事務登録簿は、県民情報室および県内 6 ケ所の環境・総合事務所の行政情報コーナーに開架され、閲覧することができます。

表 1 個人情報取扱事務の登録件数

実施機関		件	実施機関		件
知 事 部 局	知事直轄組織	49	議 会		7
	総務部	63	教育委員会		66
	県民文化生活部	77	選挙管理委員会		6
	琵琶湖環境部	129	人事委員会		1
	健康福祉部	342	監査委員		1
	商工観光労働部	102	公安委員会		1
	農政水産部	143	警察本部長		132
	土木交通部	97	労働委員会		5
	会計管理局	3	収用委員会		2
	計	(1,005)	海区漁業調整委員会		4
		内水面漁場管理委員会		2	
		公営企業管理者		1	
		病院事業管理者		25	
		地方独立行政法人		5	
		(行政委員会等計)		(258)	
		合 計		1,263	

2 保有個人情報の開示請求・訂正請求・利用停止請求

(1) 開示請求の処理状況

何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。平成 22 年度における保有個人情報の開示請求の件数は 63 件でした。

また、実施機関があらかじめ定めた試験の得点などの個人情報は、口頭により開示の請求をし、その場で閲覧することができます。この制度を簡易開示と呼んでおり、平成 22 年度は 892 件の請求がありました。

表 2 開示請求の受付および処理状況

(単位：件)

年 度	文 書 に よ る も の							口頭によるもの(簡易開示)
	請求 件数	取下 げ	処 理 状 況					
			開示	一部 開示	不 開 示			
					不開示	不存在	その他	
平成 7～21 年度	328	9	191	116	6	5	1	8,690
平成 22 年度	63	0	25	34	1	3	0	892
(知事部局)	(13)	(0)	(2)	(8)	(0)	(3)	(0)	(203)
(行政委員会)	(50)	(0)	(23)	(26)	(1)	(0)	(0)	(689)
合 計	391	9	216	150	7	8	1	9,582

表 3 実施機関別の請求件数

実施機関	件	割 合	実施機関	件	割 合
知事部局	13	20.6%	警察本部長	10	15.9%
教育委員会	20	31.7%	病院事業管理者	19	30.2%
監査委員	1	1.6%	合 計	63	100%

(2) 訂正請求の処理状況

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないとするときは、実施機関に対し、その訂正(追加または削除を含む。)の請求をすることができます。

平成 22 年度は請求がありませんでした。

表 4 訂正請求の処理状況

(単位：件)

年 度	請求件数	取下げ	処 理 状 況				
			訂 正	一部訂正	不定正	その他	未決定
平成 7～21 年度	1	0	0	1	0	0	0
平成 22 年度	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1	0	0	1	0	0	0

(3) 利用停止請求の処理状況

何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報条が条例に違反して保有、取得、利用または提供されていると認めるときは、実施機関に対し、その利用の停止、消去または提供の停止を請求することができます。平成 22 年度は請求がありませんでした。

表 5 利用停止請求の処理状況 (単位：件)

年 度	請求件数	取下げ	処 理 状 況			
			利用停止	一部利用停止	利用不停止	その他
平成 17～21 年度	0	0	0	0	0	0
平成 22 年度	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

利用停止請求制度は平成 17 年度から開始されました。

3 非開示理由の内訳

一部開示決定・非開示決定の非開示理由（不存在・その他を除く）は、「開示請求者以外の個人に関する情報」が最も多く、全体の 6 割を占めています。次いで「事務事業支障情報」が多く、これら 2 つが非開示理由の大半（90.6%）を占めています。

表 6 非公開理由の内訳

非 開 示 理 由	件	適用率(%)
生命等を害するおそれがある情報（15 条第 1 号該当）	0	0%
開示請求者以外の個人に関する情報（15 条第 2 号該当）	32	60.4%
事業活動情報（第 15 条第 3 号該当）	1	1.8%
公共安全支障情報（第 15 条第 4 号該当）	2	3.8%
法令秘情報（第 15 条第 5 号該当）	0	0%
審議、検討または協議情報（第 15 条第 6 号該当）	2	3.8%
事務事業支障情報（第 15 条第 7 号該当）	16	30.2%
合 計	53	100%

注 1 件の決定で複数の非開示理由が適用されているものがあるため、適用件決定・非開示決定の件数を上回っています。

4 不服申立ての処理状況

開示請求、訂正請求または利用停止請求に対する決定に不服がある場合、行政不服審査法に基づき不服申立てによる救済を受けることができます。平成 22 年度は不服申立てが 3 件ありました。

不服申立ては、個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して決定等の処理を行うこととなっており、平成 21 年度からの繰り越した 3 件を含め平成 22 年度は 6 件の諮問がありました。

表 7 不服申立ての処理状況

(単位：件)

年 度	不服 申立 件数	諮問 前取 下げ	個人情報保護審議会				実施機関の処理状況				
			諮問	答申 済	審査 中	取下 げ	認容	一部容認	棄却	却下	未決定
平成 7～21 年度	9	1	5	5	0	0	0	2	3	0	0
平成 22 年度	3	0	6	4	2	0	0	0	0	0	0
合 計	12	1	11	9	2	0	0	2	3	0	0

5 実施機関に関する苦情処理

県の機関（実施機関）は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情があった場合には、適切かつ迅速に処理することとなっています。平成 22 年度における苦情処理件数は 1 件でした。

6 事業者に関する苦情相談

知事は、事業者の行う個人情報の取扱いに関し苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めることとなっています。

平成 22 年度における苦情相談対象は、インターネット会社や不動産業者、通信会社のほか、全体で 7 件ありました。内容的には、身に覚えのない会社からの DM や勧誘電話、自分の個人情報が同意もなく他社に提供されるのではないか。また、契約に際し必要書類が第三者へ提供されるのではないかという不安を訴えるものなどとなっています。